

利用者向け複写サービス用複合機及びコインラック借受【質問・回答】

No	質問内容	回答
1	<p>仕様書内納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認が取れておりますが、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウイルスの影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。</p>	<p>納入期限日までに納品していただくことが原則となりますが、やむを得ず納期遅延となった場合には、遅延理由等の調査を行い、その都度判断することとなります。</p>
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		